

株 式 会 社 共 和 ト ラ ス ト
(2 0 0 7 年 版)

【はじめに】

本書は、平成19年3月期（平成18年4月～平成19年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載事項について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成19年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員 の状況」 当社の役員 の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員 の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成18年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対処すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{リスク額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応す

る額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しているもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「総資産額」とは、委託者に係る（株）日本商品清算機構又は商品取引所への預

託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（＊）}} \times 100$$

(＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

| | |
|--------|---------------------|
| 商品取引員名 | 株式会社共和トラスト |
| 代表者名 | 代表取締役社長 山下英樹 |
| 所在地 | 東京都中央区日本橋浜町二丁目60番6号 |
| 電話番号 | 03-5644-7311 |

② 会社の沿革

当社は、昭和41年3月に山梨商事として創業した株式会社であり、設立と同時に、東京穀物商品取引所に加入、その後平成11年7月の合併に伴い、株式会社共和トラストに社名を変更いたしました。

| 年 月 | 概 要 |
|--------------|---|
| 昭和 41 年 3 月 | 東京都港区新橋 1 丁目 12 番 10 号において、資本金 7 千万円にて山梨商事株式会社を設立、東京穀物商品取引所へ加入。 |
| 昭和 46 年 1 月 | 東京穀物商品取引所、農産物市場取引員許可 横浜支店を開設 |
| 昭和 46 年 5 月 | 横浜生糸取引所、繭糸市場取引員許可 大阪支店を開設 |
| 昭和 46 年 6 月 | 神戸生糸取引所、繭糸市場取引員許可 |
| 昭和 49 年 3 月 | 本社を東京都中央区日本橋浜町二丁目 60 番 6 号に移転 |
| 昭和 50 年 10 月 | 大阪支店を廃止 |
| | 11 月 神戸生糸取引所、繭糸市場受託会員脱退 |
| 昭和 55 年 7 月 | 前橋営業所を開設 |
| | 8 月 前橋乾繭取引所、繭糸市場取引員許可 |
| 昭和 57 年 3 月 | 東京金取引所、金市場取引員許可 |
| 昭和 60 年 12 月 | 東京工業品取引所、ゴム市場取引員許可 |
| 平成 9 年 4 月 | 東京工業品取引所、アルミニウム市場取引員許可 |
| 平成 10 年 9 月 | 前橋営業所を廃止 |
| | 10 月 横浜支店を廃止 |
| 平成 11 年 6 月 | 東京工業品取引所、石油市場取引員許可 東京工業品取引所、アルミニウム市場、受託会員脱退 |
| 平成 11 年 7 月 | 株式会社共和トラストが山梨商事株式会社を吸収合併、資本金 6 億円となる |
| 平成 12 年 10 月 | 横浜商品取引所、繭糸市場受託会員脱退 |
| 平成 14 年 11 月 | 第 1 種取引員許可 |

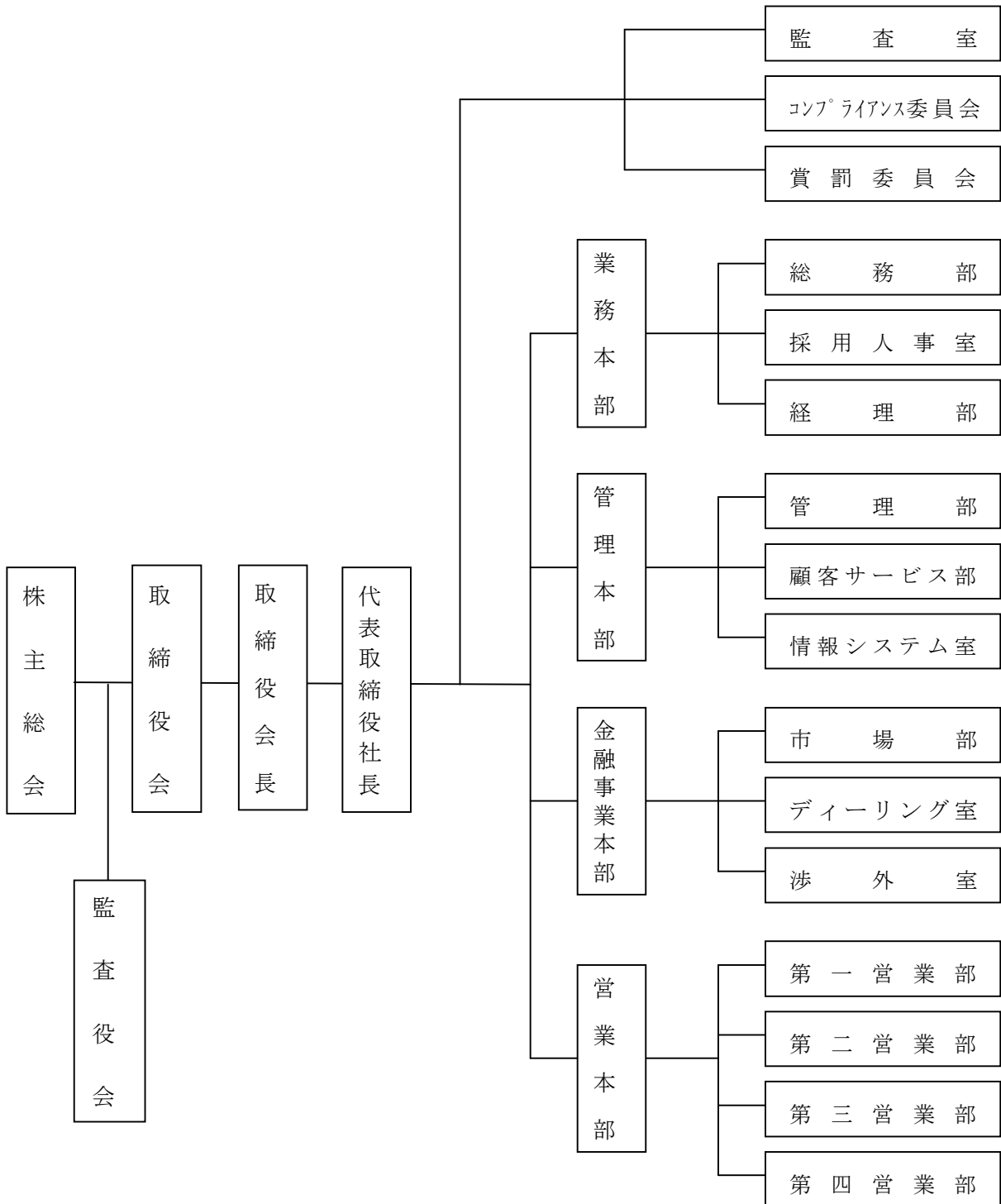
③ 会社の目的

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (a) 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の上場商品または上場商品指数の商品市場における取引及びその受託業務
 - (b) 前号取引の国外における取次および受託業務
 - (c) 海外商品市場における先物取引およびその受託業務
 - (d) 商品投資契約、商品投資販売および商品投資顧問契約の各業務
 - (e) 金融先物取引業務
 - (f) 為替の売買
 - (g) 次の物品の売買、輸出入およびその媒介、取次、代理業務
 1. 農産物、砂糖、繭糸、綿糸、毛糸
 2. 金、銀、白金、パラジウム等の貴金属
 3. 銅、アルミニウム等の非鉄金属
 4. ゴム、木材および合板
 5. 原油およびガソリン、ナフサ、灯・軽油等の石油製品
 6. ブロイラー、鶏卵、牛肉、豚肉等の畜産物
 - (h) 不動産の売買および賃貸
 - (i) 前各号に附帯する一切の業務
- (注) 上記のうち_____線部分の事業は現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。(許可番号：農林水産省指令「17 総合第 34 号」、経済産業省「平成 17・04・05 商第 3 号」)

| 市場名 取引所名 | 農 産 物 | 貴 金 属 | 石 油 | ゴ ム | 上 場 商 品 |
|-------------|-------------|-------------|--------|--------|---|
| 東京穀物商品取引所 | ○ | | | | IOM一般大豆、Non-GMO大豆、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、大豆ミール、大豆オプション、とうもろこしオプション |
| 東京工業品取引所 | | ○ | | | 金、銀、白金、パラジウム |
| | | | ○ | | ガソリン、灯油、原油、軽油 |
| | | | | ○ | ゴ ム |

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

⑤ 営業所の状況

| 店舗の名称 | 所在地 |
|---------------|---|
| 本 社 (電話番号) | 東京都中央区日本橋浜町二丁目60番6号 03 - 5644 - 7311 |

⑥ 財務の概要

決算年月 平成19年3月期

| | |
|------------------------|--------------------------------|
| (a) 資本金 | 600,000 千円 |
| (b) 純資産額 ※1 | 1,725,091 千円 |
| (c) 総資産額 | 2,652,091 千円 |
| (d) 営業収益 (うち、受取手数料) | 1,270,205 千円 (1,040,235 千円) |
| (e) 経常利益 | 228,813 千円 |
| (f) 当期純利益 | 165,054 千円 |

※1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 2,000株 (平成19年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名

| 氏名又は名称 | 所有 株式数 | 発行株式総数 に対する所有 株数の割合 |
|----------|-----------|---------------------------|
| 株式会社小林洋行 | 2,000株 | 100% |
| 計 | 2,000株 | 100% |

⑨ 役員 の 状 況

| 役名及び 職 名 | 氏 名 生年月日 |
|----------------|---------------------------|
| 取締役会長 (非常勤) | 清覚 秀雄 昭和 17 年 9 月 20 日 |

| 役名及び 職 名 | 氏 名 生年月日 |
|-----------------|---------------------|
| 取締役相談役 (非常勤) | 細金 柳生 昭和9年12月28日 |

| 役名及び 職 名 | 氏 名 生年月日 |
|-----------------------|---------------------------|
| 代表取締役社長 | 山下 英樹 昭和 30 年 12 月 6 日 |
| 取締役 (金融事業 部門統括) | 小原 進 昭和 23 年 4 月 12 日 |
| 取締役 (管理部門統括) | 谷澤 勝 昭和 22 年 4 月 6 日 |

| 役名及び 職 名 | 氏 名 生年月日 |
|--------------|---------------------|
| 常勤監査役 | 大谷 嘉徳 昭和13年12月1日 |
| 監査役 (非常勤) | 江橋 榮助 昭和11年12月5日 |
| 監査役 (非常勤) | 淵上 久義 昭和18年9月22日 |

- (注) 1. 監査役江橋榮助、淵上久義は会社法第2条16号に定める社外監査役であります。
2. 役員は当社の株式を所有しておりません。

⑩ 従業員の状況

| | 総 計 | 男 女 別 | | 営業・非営業 | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 男 | 女 | 営業 | 非営業 |
| 従業員数 | 51 人 | 45 人 | 6 人 | 29 名 | 22 名 |
| 平均年齢 | 37.7 才 | 37.2 才 | 41.8 才 | 36.6 才 | 39.5 才 |
| 平均勤続年数 | 3.4 年 | 3.2 年 | 4.7 年 | 3.3 年 | 3.5 年 |
| 外務員数 | 40 名 | 39 名 | 1 名 | 29 名 | 11 名 |

2. 営業の状況

① 営業方針

当社は、「お客様に商品先物取引に係るすべてのサービスを誠実に提供する企業を目指す」との企業理念のもと、主力取扱商品である貴金属、石油並びに農産物の基本的相場要因である需給動向に加え、これらの国際商品に多大な影響を与える為替動向の分析を充実させ、他の取扱商品を含めた情報収集及び分析能力を高めるとともに、これらの情報をいち早く入手しお客様に迅速かつ分かりやすくお伝えできるよう情報ネットワークの構築とコンピュータシステムの充実を図り、取引のお役に立つ情報を常に発信できるよう努めております。さらに、お客様方の様々なニーズに的確かつ積極的に対応できる営業活動を展開するとともに、お客様の資産をお預りする商品取引員としての財務体質を一層強化することに努めております。

また、社員教育につきましては業務知識を深めることは勿論当社のお客様重視の経営方針を浸透させ信頼される有能な人材を育成しております。

このように当社は「お客様第一主義」を合言葉に、一時的な利潤を追求するのではなく、長期に亘ってお客様の最良のパートナーであるよう努めております。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期におけるわが国経済は、前年に引き続き回復の基調をたどり戦後最長の景気回復となりました。回復期間中の実質成長率が低かったことを踏まえると戦後最大の回復とはいえませんが戦後最長の景気回復が実現しました。背景には設備投資が中期的な回復局面にあること、耐久消費財が好調であったこと、短期中期の構造問題が解決したことにより、過剰雇用・過剰設備・過剰債務の調整が終息し失われた10年の原因であるデフレを克服した1年でありました。

マーケット概況は石油市場においてはイラン核開発問題やイスラエルのレバノン侵攻等による地政学的リスクの高まりから原油・ガソリン・灯油のそれぞれ上場来の高値を更新しました。

貴金属市場では米国のインフレ懸念や混迷続くイラク情勢とイランが核開発につながるウラン濃縮計画の続行を表明したこと等を背景に内外ともに急伸したことから金、白金の出来高が急増しました。

ゴム市場は好調な需要のなか、海外産地の天候不順に伴う供納逼迫感から波乱含みの展開を呈し商いを伴い一段高となりました。

穀物市況はブッシュ大統領の一般教書演説でエタノールとトウモロコシに関して強気の声明がされるとの見方から高値波乱となった。NonGM0大豆は米国農務省発表の生産高予想が下方修正されたことから一代の高値を更新した。

このような状況のなか、全国商品取引所総売買高は、平成16年3月期の311,670千枚をピークに3期連続して前年度を下回っており、平成19年3月期は170,201千枚（前期比21.1%減）まで落ち込んでおります。主な市場別の売買高は、石油市場が47,229千枚（前期比44.5%減）、農産物市場が36,073千枚（前期比23.5%減）貴金属市場が65,253千枚（前期比8.5%増）となりました。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

石油市場は高値波乱により出来高が減少しましたが、貴金属市場が資産運用として見直されたことが支援材料になり、当社の全売買高が1,356,001枚（前期比53.6%増）、委託手数料も1,040,235千円（前期比27.3%増）となりました。

(2) 売買損益部門

不安定な海外市場を敏感に映し国内市場が乱高下した影響を大きく受け、貴金属市場では10,919千円の損失を計上したものの、農産物市場、ゴム市場で一定の成果を上げ、229,969千円（前期比293,362千円増）となりました。

以上の結果、当期の営業収益は1,270,205千円（前期比64.2%増）、経常利益は228,813千円、当期純利益は165,054千円となりました。

事業年度における受取手数料及び売買損益は、次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

| 期 別 | 第8期 (自平成18年4月 1日) (至平成19年3月31日) |
|-------------|---------------------------------------|
| 商 品 市 場 名 | |
| 商 品 先 物 取 引 | |
| 農 産 物 市 場 | 374,162 |
| 貴 金 属 市 場 | 652,332 |
| 石 油 市 場 | 7,337 |
| ゴ ム 市 場 | 6,404 |
| 合 計 | 1,040,235 |

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

| 期 別 | 第8期 (平成18年4月 1日) (平成19年3月31日) |
|-------------|-------------------------------------|
| 商 品 市 場 名 | |
| 商 品 先 物 取 引 | |
| 農 産 物 市 場 | 81,425 |
| 貴 金 属 市 場 | △10,919 |
| 石 油 市 場 | 2,564 |
| ゴ ム 市 場 | 156,899 |
| 合 計 | 229,969 |

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

| 期 別 内 訳 | 第8期 (平成18年4月 1日) (平成19年3月31日) | | |
|------------|-------------------------------------|-----------|-----------|
| | 委 託 | 自 己 | 合 計 |
| 商品市場名 | | | |
| 商品先物取引 | | | |
| 農産物市場 | 238,487 | 186,694 | 425,181 |
| 貴金属市場 | 100,441 | 192,026 | 292,467 |
| 石油市場 | 2,116 | 19,179 | 21,295 |
| ゴム市場 | 3,547 | 613,511 | 617,058 |
| 合 計 | 344,591 | 1,011,410 | 1,356,001 |

④ 対処すべき課題

当社の主たる事業である商品先物取引業界を取り巻く環境は、平成17年5月の改正商品取引所法の施行により、リスク管理とコンプライアンスを柱にした内部統制システムの構築が義務付けられ、勧誘行為の規制強化等のルール面での基盤整備が行われました。また、商品取引所や商品取引員の再編が進み、現時点からみた将来展望は厳しい状況にあるといえます。商品先物市場は経済発展に必要な産業インフラではありますが、ここ数年は縮小傾向にあることは否定できません。

勧誘規制の強化などにより、従来の対面営業スタイルだけではなく、オンライントレードを導入するなど、時代に即したビジネスモデルへの転換が必要とされます。これまで以上にお客様の利便性と信頼性を追及し、長期的な取引をしていただける営業基盤を構築するために抜本的な改革を行ってまいります。また、コンプライアンスの徹底及び浸透を図るために内部管理体制を一層強化したうえで、尊法精神に則った営業体制を確立し、迅速かつ的確な情報サービスの提供に注力してまいります。

受託業務管理規則

株式会社 共和トラスト

(目的)

第1条 この受託業務管理規則（以下「本規則」という。）は委託者の自己責任原則を徹底しつつ、委託者の保護育成をはかるため、株式会社共和トラスト（以下「当社」という）の受託業務に係る社内管理体制の整備及びその適正且つ公正な運営に必要な事項を定めるものである。

(規則の制定及び改正)

第2条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行うものとする。

(管理組織の設置及び運営)

第3条 本規則の適切な運営及び受託業務に係る責任の明確化を図るために、取締役会は管理担当班を設置する。なお管理担当班の最高責任者を管理統括責任者とし管理及び受託業務の報告を受け、決済し且つ適切な指導を行う。

- 2 管理統括責任者は取締役以上の役員とする。なお管理統括責任者は取締役会で任命する。
- 3 管理統括責任者の下、管理統括責任者と管理責任者をおく。なお管理担当班は営業部門の役職を兼務してはならない。
- 4 管理統括責任者を本社管理部長とする。
- 5 管理責任者を本社顧客サービス室長とする。
- 6 管理統括責任者の職務及び権限は以下のとおりとする。
 - ① 管理担当班の最高責任者として管理体制全体を総括する。
 - ② 原則として不相当と認められる勧誘の適用除外に係る最終審査を行う。
 - ③ 商品先物取引未経験者に対する保護期間中の取引制限の解除に係る最終審査を行う。
 - ④ 受託業務に係る管理状況を取締役に報告すると共に、営業部門に対し監視、指導を行う。
 - ⑤ 苦情及び紛争が発生した場合に、営業部門に対し調査を行う。
 - ⑥ 本規則に違反した者に対する社内制裁に関して取締役会に意見を具申する。
- 7 管理統括責任者の職務及び権限は以下のとおりとする。
 - ① 管理担当班の責任者として管理体制全体を統括する。
 - ② 商品取引所法及び法令諸規則並びに本規則の遵守に係る事項について指揮をし、且つ決定を行う。
 - ③ 通常審査の最終審査を行う。
 - ④ 営業部門に対し委託者の取引状況、投資可能資金額及び資産状況を常時把握し、適正な取引が行われるよう常時監視、並びに指導を行う。
 - ⑤ 苦情及び紛争が発生した場合に、営業部門に対し調査を行う。
- 8 管理責任者の職務及び権限は以下のとおりとする。
 - ① 顧客の適合性に関する審査を行う。
 - ② 審査の結果適合性を有すると判断した顧客について、管理統括責任者に報告し資料を提出する。
 - ③ 顧客からの苦情に対応し、その結果を管理統括責任者へ報告する。

(勧誘の制限と確認)

- 第4条 商品先物取引の勧誘に先立って、顧客に対し当社の商号、登録外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘であることを告知しなければならない。また、顧客に勧誘を受ける意思があるか否かを確認しなければならない。なお登録外務員は告知及び確認した日時・場所を記録に残し、管理責任者に報告する。また管理責任者はその記録を5年間保存する。
- 2 午後10時以降翌日午前8時まで及び相手が迷惑と表明した時間・場所及び方法により勧誘を行ってはならない。ただし、顧客の指定、指示及び許諾がある場合はこの限りではない。
 - 3 顧客の意思に反して長時間に亘る勧誘を行ってはならない。なお長時間に亘る勧誘とは、顧客が指定した時間帯を超えたとき、あるいは2時間を超え、顧客が不快・嫌悪の態度を示したときをいう。
 - 4 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘を行ってはならない。
 - 5 勧誘を受けることを希望しない旨を告げた顧客に対しては、継続し又はその後の勧誘を行ってはならない。また委託を行わない旨を告げた顧客に対しても同様とする。更に、管理責任者はその顧客情報を記録に残し、記録書面を各営業店に配布し再勧誘防止の措置を取る。
 - 6 管理担当班は再勧誘を受けないと申告した顧客の名簿「勧誘禁止者リスト」を作成し、機械的な発信規制をかける等、再勧誘防止の措置をとる。
 - 7 登録外務員は自己の勧誘に係ると否にかかわらず「勧誘禁止者リスト」に掲載された委託者に対し、その方法を問わず再勧誘してはならない。

(適合性の審査)

- 第5条 当社は商品先物取引を行おうとする顧客に対し、不適格者の参入を防止することを目的とし、商品先物取引に係る知識、経験及び財産の状況等の顧客属性を、顧客の申告による口座設定申込書及びそれに付随して提出を受ける各種申出書、確認書、証拠書類等により収集する。その内容を顧客カードに記入して保存する。なおその情報に変更があればその都度更新するように努める。
- 2 口座設定申込書の記載内容は以下のとおりとする。①氏名(フリガナ)、②生年月日、③性別、④自宅住所・郵便番号、⑤電話番号・FAX番号・携帯電話番号、⑥勤務先名・住所・郵便番号・所属部署・電話番号・FAX番号・勤続年数、⑦連絡先、⑧振込み金融機関名・支店名・種類・口座番号、⑨家族構成、⑩職業の種類、⑪年間定期所得額、⑫金融資産額、⑬住居形態、⑭取引動機、⑮株式取引経験の有無等、⑯商品先物取引経験の有無等、⑰その他の投資経験の有無、⑱投資可能資金額、⑲【重要事項の理解度について】のアンケート、⑳【個人情報の利用目的について】
 - 3 前項の投資可能資金額とは取引証拠金、追い証拠金、臨時増証拠金及び定時増証拠金など取引に必要となるすべての証拠金(以下「取引証拠金等」という)の性質を十分理解した上で、損失を披っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差し入れが可能であると顧客が判断する資金の総額をいう。ただし、取引によって損失が発生した場合には、損失額を控除した額を投資可能資金額とする。なお登録外務員はこの旨をわかり易く説明しなければならない。
 - 4 顧客の本人確認は公的機関による証明書とし、原本の提示を求め、確認の上でその写しの提出を受けるものとする。なお確認できないときには受託を断る。

- 5 登録外務員は約諾書の差し入れを受ける前に、顧客に事前交付書面を交付し「口座設定申込書」「取引理解度確認書」の差し入れを受けなければならない。
- 6 当社は適合性の審査を次のように行う。なお各審査において顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止する。
 - ① 管理責任者は「口座設定申込書」「取引理解度確認書」を精査した後、管理責任者が電話又は訪問により審査を行い、統括管理責任者に報告する。
 - ② 管理統括責任者は通常審査の最終審査を行う。
 - ③ 管理総括責任者は例外措置の最終審査を行う。
 - ④ 最終審査で許可を受けた後でなければ約諾書、通知書、取引証拠金の差し入れ及び取引の受注を行わないものとする。
 - ⑤ 適合性の審査の記録を作成し、審査日・審査者・判断の理由及び根拠を記入し5年間保存する。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第6条 顧客が次に該当することが判明した場合は、適合性の原則に照らして常に不相当であるとして一切の勧誘及び受託を行わないものとする。

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - ② 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - ③ 破産者で復権を得ない者
 - ④ 商品先物取引をするために借入れをする者
 - ⑤ 長期療養者及びそれに準ずる者
 - ⑥ 過去に商品先物取引事故を惹起した者及び恣意的に紛議を多発した者、その他商品市場の秩序を乱す虞があると思量される者
- 2 顧客が次に該当することが判明した場合は、適合性の原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘であるので、勧誘及び受託をおこなわないものとする。ただし、次項に記載する要件に該当し、かつ、それを4項による審査で確認した場合には、勧誘及び受託を認めることがある。
- ① 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金（以下「年金等」という。）により生計をたてている者（年金等の収入が収入全体の過半を占めている者）
 - ② 年収が500万円以上でない者
 - ③ 75歳以上の高齢者
 - ④ 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする者
 - ⑤ 金融機関勤務者、国・地方公共団体及びその他の公益機関、並びに会社・法人において直接・間接に金銭又は有価証券等の取扱に係わる者（以下「公金取扱者」という。）
- 3 前項に該当する場合であっても、顧客自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、下記の例外の要件を満たすことについて確認している旨の自書による委託の申し込みがある者については、管理担当班の審査によって勧誘及び受託を認めることがある。
- ① 前項第1号、第2号及び第5号については、顧客が申告した投資可能資金額が損失を

被っても生活に支障のない範囲で設定されていること、その資産を有していることの証明を顧客本人自書の具体的な資産情報を記載した申出書の提出により裏付けることができる者

② 75歳以上の高齢者については、直近の過去3年以内に延べ90日以上を目安とした商品先物取引の経験又はその他金融先物取引、株式の信用取引、外国為替証拠金取引等レバレッジ性のある投資経験があることについて証明できる者、及び理解度調査票の提出により商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることを証明できる者、なお75歳以下の高齢者についても、損失を被っても生活に支障のない投資可能額が設定されていること及び先物取引の仕組みやリスクを理解していることを管理担当班は電話又は面談で確認する。

③ 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする者は、新た申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること、及びその裏づけとなる資産を有していることを申出書の提出により証明できる者

4 原則として不相当と認められる勧誘の例外の審査は管理担当班が前項において顧客より提出された各種申出書及び理解度調査票を基に作成した委託者審査票を管理総括責任者に提出し、その内容を精査し管理総括責任者が適否の最終審査を行う。

(勧誘の説明義務)

第7条 当社は商品先物取引の委託の勧誘を受ける意思を表明した顧客に対し、「委託のガイド」「受託契約準則」等の事前交付書面及び「取引理解度確認書」を用いて、以下の事項を説明した後、これらの事項について、顧客が理解をしていることを書面にて確認するものとする。

① 商品先物取引は取引証拠金等の10倍から30倍の取引をおこなうものであり、市場相場価格の変動幅が小さくても多額の損益が発生するレバレッジ性によりハイリスク・ハイリターン取引であること。

② 商品先物取引は、相場の変動によって預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。

2 当社は、前項の確認の後、顧客に対して、法第217条第1項第4号に基づく商品取引所法施行規則第104条に定める事項について、理解できるよう分かりやすく説明した後、顧客が説明内容を理解していることを書面にて確認するものとする。

(委託者の保護育成)

第8条 商品先物取引市場に参入するに相応しい健全な委託者層の拡大を図るため、新規委託者については3ヶ月の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成策を講じるものとする。

① 商品先物取引の経験のない者及び直近の3年以内に延べ90日以上の経験を証明できない者は、建玉時に預託する取引証拠金等を顧客が申告した投資可能資金額の3分の1を上限としなければならない。

② 管理担当班は習熟期間内の顧客に対し、初回建玉直後及び2ヶ月後をめぐり2度「アンケート」を送付し回答を得ることにより、顧客の取引状況等の把握及び商品先物取引に係る習熟度を確認しなければならない。

③ 管理担当班は習熟期間内の顧客が投資可能資金額の3分の1を超える取引の要請があった場合、当該顧客から、商品先物取引の経験がない者を保護するための取引量を制限

する措置がとられていること及び例外の要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たす旨の自書による申出書の提出に加え、前項の「アンケート」と「理解度調査票」の回答を基に商品先物取引の習熟度を精査し管理総括責任者に報告する。管理総括責任者はその報告をもとに原則として不相当と認められる勧誘の適用除外に係る最終審査を行い、許可することができる。

- ④ 新規委託者で直近の3年以内に延べ90日以上の商品先物取引の経験を有する者が習熟期間の解除を申し出た場合、管理担当班は委託者にそれを証明するものを求め、精査し習熟期間の解除をすることができる。
- ⑤ 当社は管理担当班が行った新規委託者に対する習熟期間内の調査について「委託者審査票」等に記録し、委託者より回収した「アンケート」「理解度調査票」及び申出書を整備し、5年間保存するものとする。

(不正資金の流入防止)

第9条 当社は第6条第2号第5項に示す公金取扱者からの不正資金の流入及びマネーロンダリングのため不正資金流入等を防止するために、顧客の調査を行い受託拒否及び建玉決済等の措置を講ずる。

- 2 前項の委託者からの差引人金額が投資可能資金額に拘わらず3,000万円を超えたとき、さらに1,000万円を超えることとなったごとに、管理担当班は委託者に面談し取引資金が自己資金である旨の申出書(自書)の内容を、委託者からの客観的な裏付けの差し入れをもって確認しなければならない。
- 3 管理統括責任者は不正資金の流入が判明した場合、直ちに決済を当該委託者に要請して清算をする。
- 4 当社は、不正資金の流入防止の調査を行った場合はその調査結果報告書を作成し、調査に関しての記録は10年間保存するものとする。

(取引証拠金等に係る措置)

第10条 当社が定める取引本証拠金は、全ての上場商品につき商品取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

- 2 取引本証拠金等の額に係る社内責任者を管理総括責任者と定め、その内容について社内に徹底すると共に、委託者に周知し、その記録を5年間保存する。

(受託業務における禁止行為と管理措置)

第11条 登録外務員は商品先物取引の受託及び委託の勧誘にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則、取引所指示事項及び日商協「受託に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

- 2 管理担当班は、登録外務員が日々の営業活動において禁止行為を行わないよう教育、監視及び指導を徹底しなければならない。
- 3 管理担当班は、禁止行為が行われている疑いがあるときは、顧客との面談及び登録外務員からの事情聴取等により速やかに事実確認を行い禁止行為が認められた場合には管理総括責任者に報告しなければならない。
- 4 管理総括責任者は受託業務研修等を開催し、再発防止の徹底を図ると同時に、違反者の社

内制裁に関して取締役会に具申し、不正があったと認められた場合には就業規則第6章第2節の規定に準じて制裁を行う。

(建玉制限)

第12条 当社は先物市場における取引の公正を確保するため委託者の建玉については取引所の市場管理規則に定める建玉制限があることを委託者に周知して、遵守について理解を求めるととする。

2 市場管理とは別途に、受託者としての建玉制限を行うことがあることについて委託者の理解を得ることとする。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第13条 当社は広告・宣伝に関して日商協が定める「受託等業務に関する規則」第6条を遵守し、責任者を置くものとする。

2 広告・宣伝に係る管理責任者を総務部長とする。

3 管理責任者を補佐する副管理責任者を総務副部長とする。

4 広告・宣伝を行う場合は全て管理責任者の許可を受けるものとする。なお不在の場合は副管理責任者の許可を受けるものとする。

5 勧誘に供するパンフレット等には次の項目を掲示する。

① リスク開示について「相場の変動により、短期間で大きな利益を得る可能性もありますが、反対に投下資金以上の損失が生じることもある。」の文言

② 企業情報の閲覧場所について「当社の企業情報は、当社の本店及び日商協で開示されております。」の文言

③ 相談センターについて、本社顧客サービス室のフリーダイヤル及び日本商品先物取引協会(東京都)相談センターの電話番号

(日本商品先物取引協会への届出)

第14条 本規則は日本商品先物取引協会へ届出するものとする。なおこれを変更した場合も同様とする。

(付則)

1. 本規則は平成10年7月22日取締役において決議した。

2. 本規則は平成10年9月1日より実施する。

3. 平成11年8月1日一部改正

4. 平成12年4月1日一部改正

5. 平成14年12月1日一部改正

6. 平成15年6月6日一部改正

7. 平成17年5月2日一部改正

8. 平成17年8月1日一部改正

⑥ 外務員の登録状況

| 期首 登録外務員数 | 新規登録数 | 登録抹消数 | 期末 登録外務員数 |
|--------------|-------|-------|--------------|
| 48名 | 23名 | 28名 | 43名 |

⑦ 委託者に関する事項

| 期首 委託者数 | 新規委託者数 | 期末 委託者数 |
|------------|--------|------------|
| 153 | 241 | 167 |

⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成18年度中の受付件数及び処理結果

| 苦情 申出事由 | 件数 | 処理結果 | | | 処理中 |
|------------|----|------|-----|-----|-----|
| | | 解決 | 取下げ | 打切り | |
| 勧誘時に係るもの | 6 | 5 | 0 | 0 | 1 |
| 取引に係るもの | 11 | 7 | 0 | 1 | 3 |
| 取引終了時に係るもの | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他に係るもの | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 20 | 15 | 0 | 1 | 4 |

(注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異義、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。

2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの。「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取下げたもの。「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

| 紛争 申出事由 | 件数 | 処理結果 | | | 処理中 |
|------------|----|------|-----|----|-----|
| | | 解決 | 取下げ | 不調 | |
| 勧誘時に係るもの | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 取引に係るもの | 5 | 4 | 0 | 0 | 1 |
| 取引終了時に係るもの | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他に係るもの | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 6 | 5 | 0 | 0 | 1 |

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者の異義、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取下げたもの。「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成18年度中の係争

今年度中の訴訟（前年度より係争中のものを含む）は、委託者が当社の不法行為で損害を被った等の理由により当社に対して訴訟を提起したものが2件あり、現在係争中の訴訟は1件です。

| 訴訟件数 | 判決 | 和解 | 係争中 |
|------|----|----|-----|
| 2 | 0 | 1 | 1 |

(2) 平成18年度中の判決

該当事項はありません。

3. 経理の状況

①貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：千円）

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 2,095,225 | 流 動 負 債 | 858,072 |
| 現金預金 ※2 | 1,580,664 | 未払金 | 32,326 |
| 委託者未収金 ※3 | 24,028 | 未払法人税等 | 10,927 |
| 前払費用 | 7,507 | 預り証拠金 | 752,865 |
| 保管有価証券 ※2 | 47,627 | 未払費用 | 52,725 |
| 差入保証金 | 202,798 | その他の流動負債 | 9,229 |
| 委託者先物取引差金 ※5 | 169,672 | 固 定 負 債 | 68,925 |
| 預託金 ※2 | 15,000 | 退職給付引当金 | 24,711 |
| 繰延税金資産 | 10,811 | 役員退職慰労引当金 | 42,165 |
| その他の流動資産 | 37,713 | 商品取引事故引当金 | 2,048 |
| 貸倒引当金 ※3 | △598 | 引 当 金 | 63,873 |
| 固 定 負 債 | 556,865 | 商品取引責任準備金 ※4 | 63,873 |
| 有形固定負債 | 289,340 | 負 債 合 計 | 990,873 |
| 建物 ※1・2 | 40,952 | 純 資 産 の 部 | |
| 器具及び備品 ※1 | 1,255 | 科 目 | 金 額 |
| 土地 ※2 | 247,132 | 株 主 資 本 | 1,661,217 |
| 無形固定負債 | 10,646 | 資本金 | 600,000 |
| のれん | 9,160 | 資本剰余金 | 200,000 |
| 電話加入権 | 450 | 資本準備金 | 200,000 |
| ソフトウェア | 1,036 | 利益剰余金 | 861,217 |
| 投資その他の資産 | 256,878 | 利益準備金 | 17,500 |
| 出資金 | 17,010 | その他利益剰余金 | 843,717 |
| 長期未収債権 ※3 | 12,556 | 別途積立金 | 740,000 |
| 長期差入保証金 | 230,873 | 繰越利益剰余金 | 103,717 |
| 長期前払費用 | 395 | 純 資 産 合 計 | 1,661,217 |
| その他の投資 | 11,400 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 2,652,091 |
| 貸倒引当金 ※3 | △15,356 | | |
| 資 産 合 計 | 2,652,091 | | |

②損益計算書（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|--------------|-----------|
| 営業収益 | | |
| 受取手数料 | ※1 1,040,235 | |
| 売買損益 | ※2 229,969 | 1,270,205 |
| 営業費用 | | |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,044,085 |
| 営業利益 | | 226,120 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,244 | |
| その他の | 1,448 | 2,693 |
| 経常利益 | | 228,813 |
| 特別利益 | | |
| 貸倒引当金戻入 | 6,198 | |
| 過年度従業員賞与戻入 | 7,989 | 14,187 |
| 特別損失 | | |
| 商品取引責任準備金繰入 | 10,510 | |
| 固定資産売却損 | 455 | |
| その他の | 182 | 11,147 |
| 税引前当期純利益 | | 231,853 |
| 法人税・住民税事業税 | 7,353 | |
| 法人税等調整額 | 59,445 | 66,798 |
| 当期純利益 | ※6 | 165,054 |

③株主資本等変動計算書（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 純資産 合計 |
|------------------|---------|-----------|-------------|-----------|------------|-------------|-------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益 準備金 | 利益剰余金 | | 利益剰余 金合計 | |
| | | 資本 準備金 | 資本剰余 金合計 | | 別 途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 平成18 年3月31日残高 | 600,000 | 200,000 | 200,000 | 17,500 | 740,000 | △61,336 | 696,164 | 1,496,164 |
| 期中の変動額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | 165,054 | 165,054 | 165,054 |
| 期中の変動額 合計 | | | | | | 165,054 | 165,054 | 165,054 |
| 平成19 年3月31日残高 | 600,000 | 200,000 | 200,000 | 17,500 | 740,000 | 103,717 | 861,217 | 1,661,217 |

④個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

保管有価証券

商品先物取引の委託証拠金の代用

預委託証拠金代用については、商品取引所法施行規則第 39 条の規定により商品取引所が定めた充用価格によっております。

②デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

平成 11 年 7 月 26 日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額

を計上しております。

⑤ 商品取引事故引当金

商品取引事故引当金として、商品取引事故による損失に備えるため、顧客よりの損害賠償請求に伴う損失見込み額から商品取引所法第 221 条の規定に基づく「商品取引責任準備金」相当額を控除した額を計上することとしました。

(4) 営業収益の計上基準

①受取手数料

商品取引所における約定日に計上しております。

②売買損益

反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 142,282 千円

※ 2. 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりです

イ. 担保資産

担保資産の内訳

| | |
|-----|------------|
| 預金 | 350,000 千円 |
| 預託金 | 15,000 千円 |
| 建物 | 40,920 千円 |
| 土地 | 242,693 千円 |
| 計 | 648,613 千円 |

対応する債務の内訳

商品取引所法第 179 条第 7 項の規定に基づく銀行等の
預託の委託契約極度額に対する求償債務 350,000 千円

商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項第 4 号に基づく
委託者保護基金による契約弁済補償額 60,000 千円

ロ. 預託資産

株式会社日本商品清算機構へ預託している資産
保管有価証券 45,434 千円

ハ. 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならぬ保全対象財産の金額は 7,900 千円であります。

なお、同法施行規則第 98 条の規定に基づく委託者資産保全措置額は 60,000 千円であります。

※ 3. 委託者未収金のうち、無担保未収金は、12,652 千円であります。また、発生から 1 年以上を経過しているものは、12,556 千円であります。

※ 4. 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第 221 条の規定に基づくものであります

※ 5. 委託者との未決済玉に関する約定代金と決済期末の時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払清算された金額であります。この金額はすべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

※ 6. 1 株当たり当期利益 82,527 円 38 銭

【損益計算書に関する注記】

※1. 受取手数料の内訳

商品先物取引 1, 040, 235千円

※2. 売買損益の内訳

商品取引決済損益 223, 776千円

商品先物評価損益 6, 192千円

合計 229, 969千円

⑤監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

| 諸 項 目 | 比 率 |
|-----------------------------------|--------|
| (a) 純資産額規制比率 [純資産額 / リスク額 × 100] | 632.7% |
| (b) 純資産額資本金比率 [純資産額 / 資本金額 × 100] | 287.5% |
| (c) 自己資本資本金比率 [自己資本 / 資本金額 × 100] | 287.5% |
| (d) 自己資本比率 [自己資本 / 資産総額 × 100] | 65.0% |
| (e) 修正自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 × 100] | 73.8% |
| (f) 負債比率 [負債合計額 / 純資産額 × 100] | 53.7% |
| (g) 流動比率 [流動資産額 / 流動負債額 × 100] | 244.1% |